

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、宇都宮市(以下、「本市」という。)が、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 申請書や届出書の確認② 支給認定、所得判定③ 進達事務④ 転入・転出に係る業務⑤ 情報提供ネットワークシステムを利用した自立支援給付の支給関係情報の提供⑥ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報等の照会
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">① 障がい福祉システム(自立支援)② 共通基盤システム(庁内連携システム)③ 団体内統合宛名システム④ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第9条第1項 別表第一の第84の項・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第60条第1項第1号・第60条第1項第4号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(別表第二の第16, 26, 56の2, 87, 116の項)</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第12条 第1号ル, 第12条 第3号ル, 第19条 第1号タ, 第30条 第11号, 第44条 第1号タ, 第44条 第2号, 第44条 第3号, 第44条 第4号, 第44条 第5号 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費」が含まれる項(別表第二の第108, 109, 110の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 保健福祉部 障がい福祉課 TEL028-632-2361
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 保健福祉部 障がい福祉課 TEL028-632-2361

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所